

## ○春日市財産管理要綱

春日市財産管理要綱(昭和 54 年告示第 15 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、春日市の公有財産(土地及び建物)の適正な管理運営を図るため、財産の貸付けに関する基準を定め、もって行財政の効率的な運営に資することを目的とする。

(適用)

第 2 条 普通財産の貸付けに関しては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(貸付料)

第 3 条 普通財産を貸し付ける場合に徴収すべき貸付料の年額は、次に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めるものの貸付料については、その都度定めるものとする。

(1) 土地を貸し付ける場合は、当該土地の適正な価額に次の用途別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 8 条に定める場合における土地の貸付けに係る貸付料は、本文の規定により得た額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

ア 工作物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規定の適用を受ける建築物をいう。以下同じ。)を設置するもの 100 分の 3

イ 準工作物(アの工作物以外の建築物をいう。)を設置するもの 100 分の 2.5

ウ 工作物及び準工作物を設置しないもの 100 分の 2

エ ア、イ及びウの規定にかかわらず、短期(1 年以内)に貸し付ける場合 100 分の 6

(2) 春日市道路及び河川占用料条例(昭和 32 年条例第 14 号)別表に掲げるものを設置する目的で普通財産を貸し付けるときは、同条例第 2 条の規定を準用する。

(3) 建物を貸し付ける場合は、当該建物の適正な価額と当該建物の敷地に係る土地の適正な価額を合算して得た額に 100 分の 4.4 を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

2 前項第 1 号及び第 3 号に規定する価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定価格、地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)による地価公示価格、国土利用計画法施行令(昭和 49 年政令第 387 号)による標準価格その他を斟酌し、決定するものとする。ただし、不動産価格評定委員会設置規則(昭和 49 年規則第 5 号)の規定に基づき、不動産価格評定委員会の評定に付したのものについては、その評定した価格とする。

3 第 1 項の貸付料は、貸付期間が 1 年に満たないものについては月割によるものとし、1 月に満たないものについては日割とする。

(貸付料の納付期日)

第4条 貸付料は、次に定める期日(当該日が春日市の休日を定める条例(平成元年条例第17号)に定める休日に当たるときは、その翌日)までに納付させるものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に定めることができる。

(1) 年をもって定めたものは1年を4期に分け、各期分を次のとおり納付させるものとする。

ア 第1期分 5月10日

イ 第2期分 8月10日

ウ 第3期分 11月10日

エ 第4期分 翌年2月10日

(2) 月をもって定めたものについては、当月分をその月の10日とする。

(3) 日をもって定めたものについては、契約締結のときとする。

2 前項の規定にかかわらず、年額30,000円以下のもの又は一括納付の必要があるものについては、契約の日の属する月の末日までに一括納付させることができる。

(遅延利息)

第5条 前条に規定する納付期日までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する遅延利息を徴収する。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保証金及び連帯保証人)

第6条 普通財産を貸し付ける場合は、借受人をして契約保証金を納付させ、かつ、連帯保証人を立てさせるものとする。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体に対し貸し付けるとき、又は市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の保証金の額は、貸付料の3月分に相当する額以上とする。ただし、契約期間が3月に満たないものについては、市長がその都度定める。

3 第1項の連帯保証人は、次に定める条件を備えている者でなければならない。ただし、第1号については、特に市長がその保証能力が確実と認めたものについては、この限りでない。

(1) 市内に住所又は事務所を有すること。

(2) 貸付料の年額相当額以上の年額所得又は固定資産を有していること。

4 連帯保証人が死亡したとき又は前項の条件を欠くに至ったときは、あらたに連帯保証人を立てなければならない。

5 連帯保証人に住所又は組織の変更等を生じたときは、遅滞なく変更の内容、変更の理由、発生年月日等を記載した保証人変更届を提出させなければならない。

(明示事項)

第7条 普通財産を貸し付ける場合は、使用の目的及び期間並びに貸付料の納付の時期及び方法のほか次に掲げる事項について契約書に明示するものとする。ただし、市長が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の5第4項及び第5項に規定する事項
- (2) 市長の承認を得ることなしに原状を変更し、目的外の用途に供し、第三者に転貸し、その他契約の趣旨に反する行為をしないこと。
- (3) 契約の解除又は貸付期間満了の場合には、自費をもって原状に回復しなければならないこと。
- (4) 維持管理費その他必要な経費については、借受人の負担とすること。
- (5) 借受人の責任である理由によって契約を解除した場合において市に損害が生じたときは、損害賠償金を徴収すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項  
(契約に要する費用の負担)

第8条 普通財産を貸し付ける場合において契約に要する費用は、借受人の負担とする。  
(既納付金の損害金への充当)

第9条 法第238条の5第6項の規定により契約を解除したときは、損害賠償を請求することができる。この場合において、既に市に納付した金額があるときは、これを損害賠償金に充当するものとする。  
(貸付け以外の方法による使用)

第10条 貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合は、貸付けに関する規定を準用する。  
(財産の借入れ)

第11条 財産の借入れに関しては、必要に応じ、普通財産の貸付けに関する規定(第6条を除く。)を準用する。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に契約し、又は契約更新をするものから適用する。

#### 附 則(平成9年3月31日告示第25号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後の貸し付けに係る貸付料等で、この告示の施行前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 25 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日告示第 23 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定(「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める部分に限る。)は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 4 月 1 日以後の貸付けに係る貸付料で、同日前に徴収するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日告示第 39 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の春日市財産管理要綱(以下「改正後の要綱」という。)第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定は、施行日以後の普通財産の貸付けに係る貸付料について適用し、施行日以前の普通財産の貸付けに係る貸付料については、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日までに締結された普通財産の貸付けに係る契約に基づき施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る普通財産の貸付けをしている場合は、施行日以後の当該普通財産の貸付けに係る貸付料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同年 4 月 1 日以後に当該普通財産の貸付けに係る貸付料の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該普通財産の貸付けについては、この限りでない。
- 4 施行日以後の普通財産の貸付けに係る貸付料は、施行日前においても、改正後の要綱の規定の例により徴収することができる。